

国の機関における災害用備蓄食品の有効活用に関する情報収集結果 -不用となった災害用備蓄食品のフードバンク団体等への提供の拡大のために-

令和 8 年 2 月 26 日
総務省九州管区行政評価局

情報収集の背景・目的

- 国の災害用備蓄食品については、食品ロス削減及び生活困窮者支援等の観点から有効に活用するため、入替えにより、不用決定を行ったものは、原則としてフードバンク団体等への提供に取り組むこととされている（「国の災害用備蓄食品の有効活用について」（令和 3 年 4 月 21 日関係府省庁申合せ。以下「申合せ」という。））（別冊 1 頁参照）。
- 申合せでは、まずは中央府省庁（外局を含み、東京都に所在する官署に限る。）で実施することとし、それ以外の官署（地方支分部局等）については、可能なところから対応し、順次取組を拡大するものとされている。
- 今回、申合せから間もなく5年が経過しようとすることを踏まえ、取組の推進の観点から、管内に所在する国の行政機関（16 機関）における提供の実績、実施方法、実施する上での課題について、また、ユーザー側であるフードバンク団体（5 団体）の受止めやニーズについて情報収集したところ、大別して5つの課題があり、それぞれについての工夫例がみられたところである。
- 今回、国の行政機関において不用決定を行った災害用備蓄食品について、フードバンク団体等への提供の取組拡大の一助としてもらうため、これらの情報収集結果を国の行政機関に提供するものである。

【情報収集した国の行政機関】

公正取引委員会事務総局九州事務所、九州管区行政評価局、九州矯正管区、大分少年院、長崎少年鑑別所、鹿児島少年鑑別所、福岡法務局、九州財務局、長崎税関、九州厚生局、九州農政局、九州森林管理局、九州経済産業局、九州地方整備局、九州地方環境事務所、九州防衛局

【情報収集したフードバンク団体】

フードバンクさが、フードバンク日本の志、あそびとまなび研究所、長崎ひまわりプロジェクト、フードバンクひのくに

備蓄食品を提供する上での課題と対応（概要）

課題 1. 必ずしも毎年定期的に入替えがある訳ではないため、事務手続きが分からない（別冊 4 頁参照）

- ✓ 食品提供に当たって、どのように事務を進めたらよいか分からない
- ✓ 行政機関の担当者が短期間で交代するため、引継ぎが不十分なのか、手続きが円滑に進まない（フードバンク団体）



国の行政機関の対応例

- ◆ マニュアルを作成し、担当者間で引き継ぐ（公正取引委員会事務総局九州事務所、九州経済産業局、九州農政局）
- ◆ 本省から示された事務手続きのフローチャートを使用（福岡法務局）

課題 2. 飲料水や少量の食品に需要があるかどうか分からない（別冊 6 頁参照）

- ✓ 飲料水の需要があるかどうか分からない、小規模な官署では少量（カンパン4缶、レトルト食品4袋など「個」単位で保管）しか保存していないので、希望者はいないのではないか、と考え、提供を見合わせた
- ✓ 飲料水については調理や飲料用として活用できる、食品についても少量であっても提供してほしい（フードバンク団体）



国の行政機関の対応例

- ◆ 食品だけでなく、飲料水も提供（九州農政局）
- ◆ 小規模な官署で保管している少量の食品（カンパン 12 缶）を提供（九州管区行政評価局）

備蓄食品を提供する上での課題と対応（概要）

課題3. 小規模体制の官署における対応（別冊7頁参照）

- ✓ 体制が小規模な官署（支局、事務所等）では事務の負担が大きい
- ✓ 引取りに要する費用を考えると、遠方に所在する広域的な機関の食品を引き取るのは難しい（フードバンク団体）



国の行政機関の対応例

- ◆ 広域的な機関において提供に必要な事務手続の一部を行い、小規模な官署において災害用備蓄食品を受渡し（九州管区行政評価局、九州財務局、九州農政局、九州地方整備局）
- ◆ 広域的な機関において小規模な官署で保管している備蓄食品を集約し、提供まで実施（九州防衛局）

課題4. 募集をかけても食品の引取り手が見つからない（別冊9頁参照）

- ✓ 農林水産省のポータルサイトに提供する食品の情報を掲載しても、希望者が現れず、廃棄した
- ✓ 引取りの希望者がいなかった場合、近隣のフードバンク団体や子ども食堂などに声掛けしてもらえると助かる（フードバンク団体）



国の行政機関の対応例

- ◆ 引取り希望者がいない場合、フードバンク団体等に直接メールで連絡（九州地方整備局）
- ◆ 引取り希望者がいない場合、近隣のフードバンク団体に電話で直接声掛けを実施（九州管区行政評価局、九州農政局、長崎少年鑑別所）

備蓄食品を提供する上での課題と対応（概要）

課題5. 賞味期限までの期間が長い食品を提供することが難しい（別冊 10 頁参照）

- ✓ 申合せを踏まえ、賞味期限が2か月以内になってから提供手続きに着手する
- ✓ 受取後の作業期間も踏まえ、賞味期限が2か月以上残っている食品を提供して欲しい（フードバンク団体）



国の行政機関の対応例

- ◆ 賞味期限まで3か月以上残っている食品の売払手続きを行い、落札されなかった食品（賞味期限まで2か月以上の食品）を提供（九州農政局、九州地方整備局）

